

# とっとりけんりつこうとうがっこう 鳥取県立高等学校における通級による指導

れい わ ねん とっとりけんきょういく いんかい  
令和7年 鳥取県教育委員会

## 【目的】

本県は、これまで特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮の提供等、生徒一人一人の状況に応じた支援を行ってきたところですが、※国の制度の一部改正により、小・中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、「生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援」の一層の充実を目指して、平成30年度から「高校における通級による指導」を実施しています。

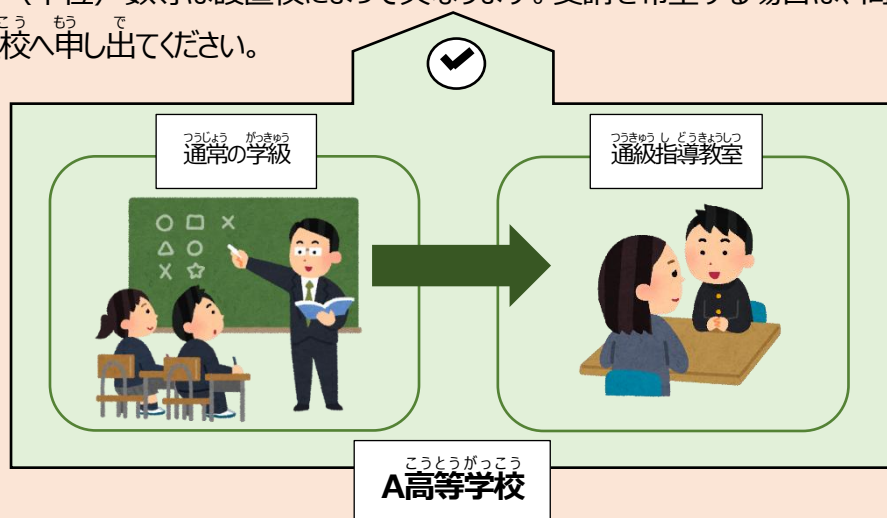
※ 平成28年12月9日付28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」

## 【対象生徒】

設置校に在籍している「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導」が必要とされる生徒等。該当校の対象生徒の判断に当たっては、医学的な診断の有無にとらわれることなく、総合的な見地から判断します。

## 【指導形態】

設置校の教員が、その学校に在籍する生徒を指導する「自校通級」としています。時間（単位）数等は設置校によって異なります。受講を希望する場合は、高校入学後、設置校へ申し出てください。



※令和7年度の設置校は次の5校です。

とっとりくふうこうとうがっこう  
○鳥取緑風高等学校  
よなごはくこうとうがっこう  
○米子白鳳高等学校

ちづのうりんこうとうがっこう  
○智頭農林高等学校  
ひのこうとうがっこう  
○日野高等学校

くらよしそうごうさんぎょうこうとうがっこう  
○倉吉総合産業高等学校

## 通級による指導についてのQ & A

Q. どのような学習を行うのですか。

A. 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達<sup>き ばん つちか</sup>の基盤を培うための学習を行います。

例えば、感情をコントロールする方法、対人関係の築き方等、ソーシャルスキルやコミュニケーション<sup>たか がくしゅうなど</sup>を高める学習等があります。

### 自立活動の6つの区分（27項目）

1. 健康の保持（5項目）

4. 環境の把握（5項目）

2. 心理的な安定（3項目）

5. 身体の動き（5項目）

3. 人間関係の形成（4項目）

6. コミュニケーション（5項目）

（特別支援学校学習指導要領「自立活動」に相当する学習内容です）

Q. どのような効果が期待できますか。

A. 次のような効果を期待して学習に取り組んでいます。

- 生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながる。
- 学習上や生活上の困り感に着目したきめ細かい指導・支援により、その改善につながる。
- 自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、集団生活における問題解決につながる。
- 高等学校における特別支援教育が一層充実し、学校全体の支援体制の充実につながる。

Q. 教育課程上の位置づけはどうなっていますか。

A. 通級による指導の時間を、教育課程に加える場合と一部に替えて実施する場合があります。教育課程に加える場合とは、放課後等授業のない時間帯に設定して指導する場合です。また、一部に替えて実施する場合とは、授業のある時間帯に設定する場合です。

※指導時間帯は、設置校によって異なります。

### 【問い合わせ先】

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課

鳥取市東町一丁目271番地（電話）0857-26-7917